

大阪府高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業
令和6年度 大阪府高次脳機能障がい支援者養成研修(基礎研修)
令和6年度 大阪府高次脳機能障がい支援者養成研修(実践研修)
実施要領

本研修会は、「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」(令和6年2月19日付け厚生労働省障障発 0219第1号・障精発0219第1号)に基づき実施するものであり、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において新設された「高次脳機能障害支援体制加算」の算定要件となる研修です。

1. 研修の目的

高次脳機能障がいについての知識を得ることやその障がい特性を理解することで、高次脳機能障がいの障がい特性に応じた支援を実施でき、令和7年度以降の大阪府高次脳機能障がい支援者養成研修の講師等として協力いただく、障がい福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とする。

2. 内容

高次脳機能障害情報・支援センター(国立障害者リハビリテーションセンター)の研修パッケージを借り受けて、以下のカリキュラムを実施します。

基礎研修 〈講義〉	講義①	開会あいさつ・高次脳機能障がい支援者養成研修(基礎研修・実践研修)とは
	講義②	高次脳機能障がいとは
	講義③	高次脳機能障がいの診断・評価
	講義④	病院で行うリハビリテーション
	講義⑤	失語症とコミュニケーション支援
	講義⑥	制度利用
	講義⑦	相談支援
	講義⑧	生活訓練
	講義⑨	復職・就労移行支援
	講義⑩	生活と支援の実際
基礎研修 〈演習〉	演習①	障がい特性の理解 診断・評価体験
	演習②	障がい特性に応じた支援
	演習③	生活訓練の実際
	演習④	復職・就労移行支援
実践研修 〈講義〉	講義①	障がい特性に応じた支援 地域の支援体制
	講義②	認知症・発達障がいとの共通点と相違点①
	講義③	認知症・発達障がいとの共通点と相違点②
	講義④	小児期における支援
	講義⑤	長期経過とフォローアップ
	講義⑥	多職種連携・地域連携 チームアプローチの重要性
	講義⑦	多職種連携・地域連携 家族(きょうだい)支援・当事者家族会の活動
	講義⑧	コミュニケーション支援
	講義⑨	地域支援の実際 支援の実践的な枠組みと記録
	講義⑩	自動車運転再開支援
実践研修 〈演習〉	演習①	障がい特性の理解と対応方法
	演習②	環境調整による支援と記録に基づく支援の評価

3. 対象者

基礎研修	講義	次の1, 2の両方に該当する方で、基礎研修・実践研修のすべてのカリキュラムを受講できる方。 1. 令和6年6月3日時点において、高次脳機能障害支援体制加算（相談支援事業所においては高次脳機能障害支援体制加算Ⅰ）の算定要件（研修受講とその公表は除く）を満たす、大阪府内の事業所に所属する職員。 2. 次の（ア）（イ）のどちらかに該当する方。 （ア）令和元年度～令和5年度において、大阪府が主催する「高次脳機能障がい地域支援者養成研修」または「高次脳機能障がい相談支援従事者研修」を受講し、修了したと大阪府が認めた方。（受講時に所属していた事業所の在職証明書が必要です。事業所の廃止等で証明書の入手が困難な場合は、個別にご相談ください。なお、過去の研修会においては修了証書等の発行はしておりませんので、申込み受付後に、主催者が管理する受講者名簿にて確認します。） （イ）令和元年度～令和5年度において、大阪府が主催する「高次脳機能障がい地域支援者養成研修」または「高次脳機能障がい相談支援従事者研修」において、講義講師、演習講師、演習アドバイザーのいずれかを務めた方。もしくは、本研修の講師を務める予定のある方。 （講師依頼文書または講師派遣依頼文書の提示が必要です。文書がない場合は、当時の所属していた事業所の在職証明書の提出が必要です。事業所の廃止等で証明書の入手が困難な場合は、個別にご相談ください。）
	演習	基礎研修〈講義〉をすべて受講し、受講後アンケートの提出をした方。
実践研修	講義	次の1, 2のいずれかに該当する方。 1. 上記の基礎研修〈演習〉をすべて受講し、修了したと大阪府が認めた方。 2. 令和4年度に開催された「高次脳機能障害支援・指導者養成研修会（基礎研修）」（国立障害者リハビリテーションセンター学院主催）を受講した方。（主催者が発行する受講証明書等、受講履歴の確認できる書類の提出が必要です。）
	演習	実践研修〈講義〉をすべて受講し、受講後アンケートの提出をした方。

※在職証明書様式は、大阪府障がい者自立相談支援センターホームページからダウンロードしてください。

※各種証明書、文書等は、演習受講時に受付にて提出または提示をしてください。提出（提示）の期限は令和6年7月12日です。

（参考）過去の研修実施日程

年度	高次脳機能障がい地域支援者養成研修	高次脳機能障がい相談支援従事者研修
令和元年度	【講義】 令和元年11月15日 【講義・演習】 令和元年11月21日	
令和2年度	【講義】 令和2年10月9日 【講義・演習】 令和2年10月19日または22日	
令和3年度	【講義】 令和3年9月8日、14日 【演習】 令和3年9月21日または28日	
令和4年度	【講義】 令和4年9月1日～9月14日 【演習】 令和4年9月14日または20日	【講義】 令和5年9月1日～9月14日 【演習】 令和4年9月21日または28日
令和5年度	【講義】 令和5年8月24日～9月25日 【演習】 令和5年9月7日または14日	【講義】 令和5年8月24日～9月25日 【演習】 令和5年9月19日または26日

4. 日程および会場等

【基礎研修】

講義 (WEB 形式)	日時	令和6年7月2日(火)10:00 ~ 7月8日(月)17:00
	形式	オンデマンド配信(YouTube) 受講後アンケートの受理をもって受講確認とします。
	アンケート受付期間 および提出方法	令和6年7月2日(火)13:00 ~ 7月9日(火)17:00 大阪府行政オンラインシステムより入力・送信してください。
演習 (対面形式)	日時	令和6年7月12日(金)9:30~16:50 (9:00~受付開始)
	会場	大阪府立障がい者自立センター 1階大会議室 (大阪市住吉区大領3丁目2-36)

【実践研修】

講義 (WEB 形式)	日時	令和6年7月16日(火)10:00 ~ 7月22日(月)17:00
	方法	オンデマンド配信(YouTube) 受講後アンケートの受理をもって受講確認とします。
	アンケート受付期間 および提出方法	令和6年7月16日(火)13:00 ~ 7月23日(火)17:00 大阪府行政オンラインシステムより入力・送信してください。
演習 (対面形式)	日時	令和6年7月30日(火)9:30~17:00 (9:00~受付開始)
	会場	大阪府立障がい者自立センター 1階大会議室 (大阪市住吉区大領3丁目2-36)

※時刻は24時間表記

5. 定員 30名程度

6. 申込みの手続き

- ・大阪府行政オンラインシステムからのインターネット申込みとします。
- ・申込み受付期間は令和6年6月3日(月)10:00から6月12日(水)17:00までで、申込み多数の場合は、申込内容を勘案して受講者を決定します。
- ・申込み URL:

<https://lgpos.task-asg.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/eeba95ae-d1b1-4273-bd44-f8eee8db30f0/start>



7. 申込みにあたっての留意事項

- ・原則として、1事業所からの申込者は1人とさせていただきます。複数名の方が申し込む場合は、申込フォームの該当項目にチェックをし、理由を入力してください。
- ・申込み時に推薦書の有無を確認する項目があります。提出は任意ですが、提出される場合は、申込時にアップロードする必要があります。申込み後の提出は受け付けいたしかねます。なお、推薦書の様式は大阪府障がい者自立相談支援センターホームページからダウンロードしてください。
- ・原則として24時間手続きは可能ですが、システムの維持・補修のため一時的に申込みができない場合があります。
- ・申込み受付後、研修事務局からの連絡は jiritsusodan-c@sbox.pref.osaka.lg.jp より、メールにて行うことがありますので、確実に受信できるように設定をお願いします。
- ・受講決定後のキャンセルについては、来年度以降の受講決定の優先順位付けに影響する場合があります。

8. 受講者の決定及び通知

受講者の決定は6月下旬ごろに行い、同時期に決定通知書を、行政オンラインシステムにて交付します。

9. 受講決定方法

要件を満たす申込み者のうち、支援経験・実績、現に所属する機関からの推薦書の有無等を勘案して受講決定をします。

10. 修了証書

・全カリキュラムを修了した受講者には、国が実施要綱で定める標準的なカリキュラムと同等の内容であると認められる研修として、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」の修了証書を大阪府知事から交付します。

・10分以上の遅刻、早退、途中退席があった場合は欠席とみなします。また、受講態度が著しく不良な場合は欠席とみなし、修了証書は交付しません。

(「受講態度が著しく不良な場合」の例:研修の運営・進行を妨害する、本研修会に関連しない書物等を閲覧している、居眠り等で、複数回注意を受けても改善が見られない場合等)

11. 受講料

無料(ただし、研修会場までの交通費や講義視聴にかかる通信費等は事業所又は受講者でご負担ください。)

※来年度以降の受講料は未定であり、来年度以降は有料となる可能性があります。

12. 個人情報の取り扱いについて

- ・本研修において知り得た個人情報については、本研修の実施にあたり、必要な範囲で用います。
- ・受講決定や修了認定等のため、事業所所在地の指定担当部局に届け出状況を確認することがあります。
- ・研修修了者名簿については、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課で保管します。

13. 会場での演習実施時の感染症対策

- ・研修受講に際しては、マスク着用等の対策にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・感染症拡大状況等により、お願いする感染対策の内容について変更する場合があります。
- ・発熱等体調不良の場合は受講を控えていただきますようお願いいたします。

14. その他:

・会場での演習については7:00の時点で、大阪府内全域において、「特別警報」「暴風警報」が発令中の場合、開催は中止、延期、または開催形式の変更を行う場合があります。この場合、当日の8:30までに大阪府障がい者自立相談支援センターホームページに掲載します。

・災害の発生や感染症拡大状況等によっては、中止、延期もしくは内容や形式を変更する場合があります。その場合は、大阪府障がい者自立相談支援センターホームページへの掲載または受講者へのメールにてお知らせします。

・加算要件等については下記の指定担当部局へお尋ねください。

障がい福祉サービス指定担当部局一覧:http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/ijyou.html

15. 問い合わせ先

大阪府高次脳機能障がい相談支援センター

(大阪府障がい者自立相談支援センター 身体障がい者支援課内)

TEL:06-6692-5262 FAX:06-6692-5340

ホームページ:<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/kojinou/index.html>